

公認スキーパトロール検定基準と実施要領

1. 公認スキーパトロール検定規程第 12 条に基づき、公認スキーパトロール検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第 6 条で定めた事業年度 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までをいう。
3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法

スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

 - (1) 実技テスト
 - 基礎種目テスト実施要領別表①のとおりとする。
 - 搬送種目テスト実施要領別表②のとおりとする。
 - (2) 理論テスト

出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。所要時間は 60 分を原則とする。
 - (3) 採点基準・合否判定方法

テストの採点基準は次のとおりとする。

 - 実技テストは、1 種目あたり 100 ポイントとし、検定員 3 名の評価の平均値（小数一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイント以上を合格とする。
 - 理論テストは、100 点満点とし、60%以上を合格とする。
 - 総合判定は、同一年度内において、実技テスト、理論テストの両方を合格した場合、合格となる。
 - (4) 養成講習
 - ① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学習 17 時間とし、加盟団体が実施する。
 - 理論講習 15 時間（集合講習 6 時間、自主学習 9 時間）
 - 実技講習 22.5 時間（集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間）
 - 実施要領は、別表③④⑤⑥のとおりとする。
 - ② 養成講習会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会又はスキーパトロール技術員研修会を修了した者
 - ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。
 - ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。
4. 実施要領の別表①②③④⑤⑥については、当該年度の開催要項に定める。
5. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 61 年 8 月 改訂

昭和 63 年 5 月 改訂

平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 14 年 11 月 5 日	改正
平成 15 年 11 月 7 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 24 年 9 月 26 日	改正
平成 25 年 8 月 9 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 30 年 12 月 13 日	改正
令和元年 12 月 11 日	改正
令和 5 年 4 月 20 日	改正
令和 5 年 7 月 5 日	改正
令和 6 年 6 月 21 日	改正